

(10) いじめ・暴力対策（警察庁、文部科学省）

いじめ、暴力行為といった子供の問題行動は依然として相当数に上っており、教育上の大きな課題となっている。

文部科学省は、都道府県・指定都市教育委員会や学校に対して、

- ・問題行動が起こったときには、粘り強い指導を行い、なお改善が見られない場合には、出席停止や懲戒などの措置も含めた毅然とした対応をとること
- ・問題行動の中でも特に校内傷害事件を始め、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応すること
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、学校はためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ること、また、いじめられている子供の生命や身体の安全が脅かされているような場合には直ちに警察に通報すること

などを求めており、引き続き、都道府県などの関係者を集めた会議や研修会などの場を通じ、周知徹底を図っていく。

警察は、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動などにより、いじめの早期把握に努めるとともに、把握したいじめの重大性や緊急性、被害を受けた子供やその保護者などの意向、学校などの対応状況などを踏まえ、学校などと緊密に連携しながら、的確な対応を推進している。警察庁は、「いじめ防止対策推進法」(平25法71)の施行に伴い、都道府県警察に対し平成25(2013)年9月に発出した「いじめ防止対策推進法の施行について」(通達)¹¹⁸、及び10月に発出した「いじめ防止基本方針の策定について」(通達)に基づき、学校におけるいじめ問題への的確な対応を一層推進している。また、校内暴力についても、学校などとの情報交換により、早期把握に努め、悪質な事案に対し厳正に対処するなど、内容に応じた適切な措置と再発の防止に努めている。

(その他のいじめに関する取組については、第2部第3章第2節5「いじめ被害、自殺対策」を参照)

また、平成27(2015)年2月に神奈川県川崎市で発生した中学1年生殺害事件を受け、文部科学省では、関係府省庁とも連携し、生命・身体に重大な被害が生じるおそれのある児童生徒に対する早期対応の指針を策定するとともに、①学校や教育委員会における組織的な対応、②警察を始めとする関係機関との連携、③課題を抱える家庭への支援の充実、④子供のSOSを受け止める取組の充実等を進めるよう全国の教育委員会等に要請した。

4 子供の貧困問題への対応

(1) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」などの施行（内閣府、文部科学省、厚生労働省）

近年、稼得年齢層を含む生活保護受給者が増加している。非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯など、生活困窮に至るおそれの高い層が増加している。生活保護受給世帯のうち約25%の世帯主が出身世帯においても生活保護を受給していたというある地方公共団体の調査結果にもみられるように、いわゆる「貧困の連鎖」も生じている。

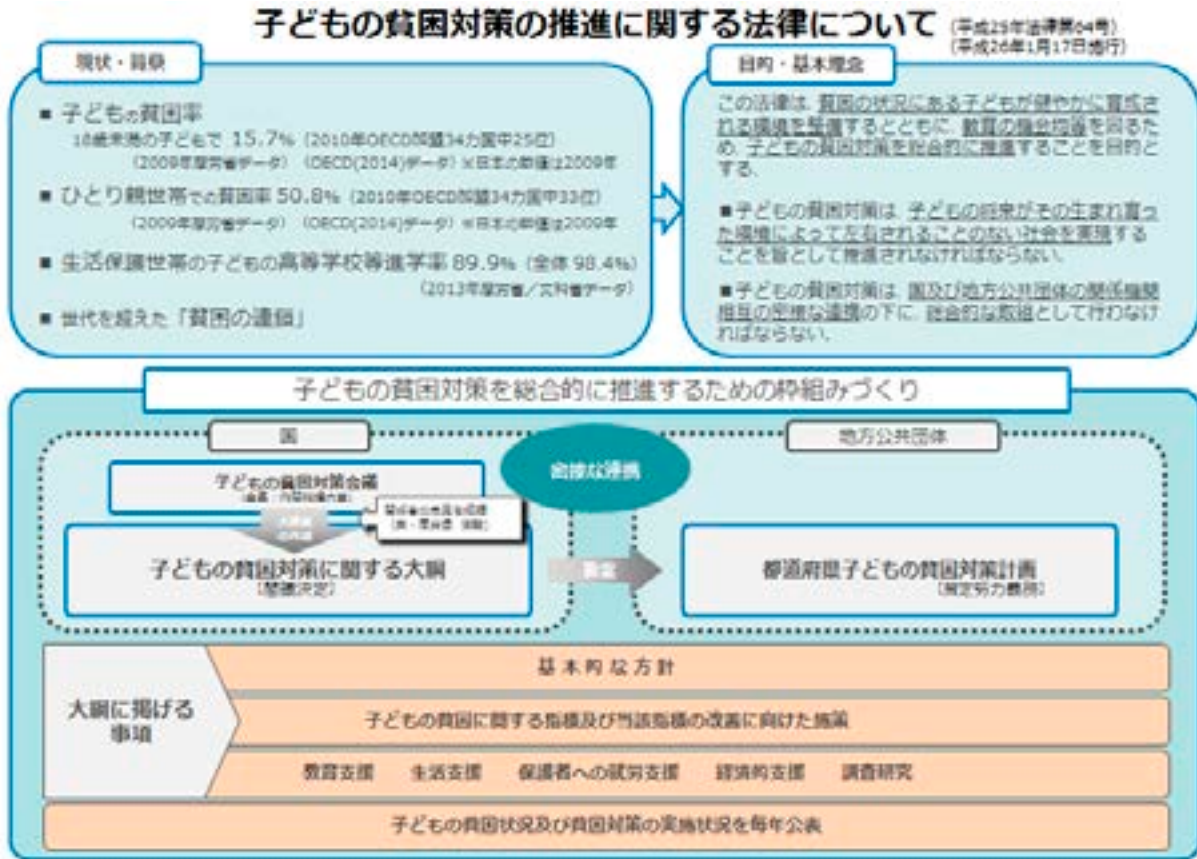
こうした状況を踏まえ、平成25(2013)年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平25法64。以下「子どもの貧困対策推進法」という。)が、同年12月に「生活保護法の一部を改正する法律」(平25法104)と「生活困窮者自立支援法」(平25法105)が成立した。

「子どもの貧困対策推進法」は、平成26(2014)年1月17日に施行された。この法律は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成

118 <http://www.npa.go.jp/pdc/notification/seian/shounen/syounen20130926.pdf>

される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的としている。(第2-3-15図)。

第2-3-15図 子どもの貧困対策の推進に関する法律



(出典) 内閣府資料

(2) 「子供の貧困対策に関する大綱」の策定(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

「子どもの貧困対策推進法」第8条では、「政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱を定めなければならない」とされている。これを踏まえ、政府は、「子どもの貧困対策推進法」に基づき設置された「子どもの貧困対策会議」(会長：内閣総理大臣)の第1回の会合(平成26(2014)年4月)において「大綱案の作成方針」を決定するとともに、大綱案の作成に当たっては、内閣府特命担当大臣の下で、有識者や貧困の状況にある当事者等の意見を聴取する場(「子どもの貧困対策に関する検討会」を指す。以下、「検討会」という。)を設けることとした。検討会は同年6月までに計4回の会合を開催し、検討会での議論を大綱案に盛り込むべき事項として取りまとめ、内閣府特命担当大臣に手交した。政府では、検討会での意見の取りまとめやその後実施したパブリックコメントによる幅広い意見を踏まえ、同年8月に開催した「子どもの貧困対策会議」(第2回)において大綱案を正式決定し、同日の閣議により「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定した(第2-3-16図)。

同大綱には、10の基本的な方針のほか、25の子供の貧困に関する指標が掲げられ、その指標の改善に向けた重点施策として教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援や調査研究、施策の推進体制等に関する各施策が盛り込まれた。